令 和 5年 5月 10日

保護者のみなさまへ

藤井寺市立道明寺東小学校
校 長　家口 有紀子

新型コロナウィルス感染症の5類移行後の教育活動について

6日の「立夏」を過ぎ，吹きゆく風にも初夏の香りが感じられる季節となりました。保護者のみなさまにおかれましては，ますますご健勝のことと存じます。

平素は本校教育活動の推進にご理解・ご協力賜り，ありがとうございます。

標記につきまして，新型コロナウィルスの5類移行を受けまして，文部科学省から「学校における新型コロナウィルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂され，藤井寺市教育委員会より別紙1の文書が発出されました。

本校におきましても，基本的な感染予防の上，別紙1に則って対応しながら，下記のとおり教育活動を進めてまいります。ご理解・ご協力をお願いします。

記

【学校における基本的な感染予防】

・教室に手指消毒用アルコールの設置（給食時使用）
・適切な換気の確保
・手洗い，咳エチケットの励行

【家庭での感染予防】

・登校前の健康観察をお願いします。
　※毎日の体温チェック等は必要ありませんが，**欠席や遅刻の場合はSKYMENUの出欠ノートを通じて連絡してください。**
・発熱や体調が悪いときは登校を控えてください。
・免疫力向上のため，日頃から十分な睡眠，適度な運動，バランスの取れた食事を心がけるようお願いします。
・本人が感染した場合はインフルエンザと同じく**出席停止**となります。
　※出席停止期間は**「発症した後，5日を経過し，かつ症状の軽快後，1日を経過するまで」**とします。

別紙１

令和5年5月8日

保護者のみなさまへ

藤井寺市教育委員会

本市における今後の教育活動について

日頃より、本市学校教育へのご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、2類相当から5類に移行する令和5年5月8日以降の本市における教育活動についてお知らせします。

【今後の教育活動について】

・児童生徒及び教職員については、学校教育活動において、マスクの着用を求めないことを基本とします。

・継続する感染予防として、2方向の換気、手洗いの指導については実施します。

・新型コロナウイルス感染症による出席停止期間は「発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで」とします。
※季節性インフルエンザの場合は、「症状が軽快した後、2日を経過する」に置き換わります。

・出席停止期間を経て登校するに際は、これまでと同様、学校に陰性証明を提出する必要はありません。

・感染不安で休ませたい場合の取扱いは、学年に感染拡大が見受けられる状況において、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、ほかに手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断したとき、指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入することも可能とします。

・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理して登校させないようお願いします。

・感染流行時には、別途注意喚起を実施します。